

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 九州凸版印刷株式会社 （定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和二年
二月七日
号外（九）

（金曜日）

目次

監査公表

包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表……………一

○監査公表

監査委員公表第648号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月7日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	三	浦	正	臣
大分県監査委員	小	嶋	秀	行

令和二年二月七日

大分県報号外（監査公表）

一

○ 措置状況の概要

1 平成30年度包括外部監査結果（平31. 3. 29公表）に対する措置状況

- (1) 監査テーマ：「公共インフラ施設の管理と老朽化対策に係る財務事務の執行について」
 (2) 概 要

項 目	監査の結果及び意見 (件数)		措置の内容 (件数)		
			対応済	対応困難 対応不可	検討中 (対応進行/検討)
1 大分県のインフラ長寿命化 計画 (行動計画)	結 果	4	0	0	4 (4/0)
2 施設類型毎のアセットマネ ジメント	結 果	25	16	0	9 (7/2)
(1)道路	結 果	9	6	0	3 (1/2)
(2)林道	結 果	2	1	0	1 (1/0)
(3)港湾	結 果	11	7	0	4 (4/0)
(4)漁港	結 果	3	2	0	1 (1/0)
3 施設類型毎のインフラマネ ジメント	結 果	28	20	1	7 (7/0)
(1)道路	結 果	5	2	0	3 (3/0)
(2)林道	結 果	1	1	0	0 (0/0)
(3)港湾	結 果	9	7	0	2 (2/0)
(4)漁港	結 果	13	10	1	2 (2/0)
包括外部監査の結果に添え て提出する意見	意 見	23	7	4	12 (5/7)
(件数合計)	結 果	57	36	1	20 (18/2)
	意 見	23	7	4	12 (5/7)
	合 計	80	43	5	32 (23/9)

平成31年3月29日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：公共インフラ施設の管理と老朽化対策に係る財務事務の執行について)

項 目	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
1 大分県のインフラ長寿命化計画（行動計画）			
(1) 大分県公共施設等総合管理指針			
総務部	<p>【結果】指摘 P-1 「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」について 総務省策定指針で「2.(4)公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に記載すべき事項として、計画期間における公共施設等の数や延床面積等の公共施設等の目標を記載するとともに、所定の事項について考え方を記載することとされている。しかし、大分県管理指針では数量的目標値は記載されていないし、各事項の記載もされていないので、改定の必要性が認められる。</p>	<p>総務省公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針や各県公共施設等総合管理計画等を踏まえた上で、大分県公共施設等総合管理指針に記載する事項を体系的に整理し確定した。 今後は、数量的目標値について、県有建築物とインフラ資産で統一的に設定できる長寿命化等による保全経費の削減など、費用面での目標設定を検討する。 【検討中（対応進行）】</p>	報告書 41ページ
	<p>【結果】指摘 P-2 「全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策」や「現状や課題に関する基本認識」について 総務省策定指針では「2.(2)全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策」と「2.(3)現状や課題に関する基本認識」に分けて記載するよう指示されているものを大分県管理指針では「5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」等の章に散逸的に記載されているため、判りにくい。前述の指摘P-1も踏まえて、総務省策定指針の記載区分に従って再整理する必要性が認められる。 また、全庁的な取組体制の構築や情報管理について、具体的に記述する必要がある。</p>	<p>総務省公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針や各県公共施設等総合管理計画等を踏まえた上で、大分県公共施設等総合管理指針に記載する事項を体系的に整理し確定する。 取組体制については、平成31年4月の組織改正により県有財産経営室に新設された公共施設総合管理班が全庁的な進捗管理や情報管理を行うことから、その方法等について検討する。 【検討中（対応進行）】</p>	報告書 41ページ
	<p>【結果】指摘 P-3 「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」について 総務省策定指針では道路、学校等といったレベルを施設類型と考えており、「県有建築物」「公共インフラ施設」「公営企業施設」は、施設類型とは言えない。 また、これらを施設類型とみると、逆に「2. 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針」が記載されていないことになるので、「3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の記載がされていないものと判断する。 したがって、当該基本的な方針を記載する必要がある。</p>	<p>総務省公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針や各県公共施設等総合管理計画等を踏まえた上で、大分県公共施設等総合管理指針の施設類型を見直すとともに、施設類型ごとに策定する基本的な方針について、統一した様式を作成し、個別施設計画所管課に方針の記載を依頼する。 【検討中（対応進行）】</p>	報告書 41ページ
	【結果】指摘 P-4		報告書

	<p>大分県管理指針で言うところの個別施設計画について 各個別施設の取組方針と具体的な実施内容、時期を示したものを個別施設計画と称しているようであるが、これでは、インフラ長寿命化基本計画の個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）を意味するのか、施設類型毎のインフラ長寿命化計画（行動計画）を意味するのか明確でない。</p>	<p>令和元年度に各県公共施設等総合管理計画や個別施設計画所管課の意見等を踏まえた上で、個別施設計画の策定単位について検証し確定させる。この個別施設計画をもとにそれぞれの施設類型（行動計画）を確定する。 【検討中（対応進行）】</p>	43ページ
2 施設類型毎のアセットマネジメント			
(1) 道路			
土木建築部	<p>【結果】指摘 A-1 個別施設計画の策定について 大分県管理指針の計画体系が明確でないため混乱しているが、策定されている施設ごとの長寿命化計画は点検・維持管理の基本方針やマネジメントの仕方に係る内容であり、行動計画と判断される。 一方で、個別施設計画については策定されていないことになるので、策定する必要がある。</p>	<p>令和元年度に道路施設の個別施設計画の体系を踏まえた上で、大分県公共施設等総合管理指針に記載の計画区分を見直し、道路施設における施設類型（行動計画）を確定する。 【検討中（対応進行）】</p>	報告書 54ページ
	<p>【結果】指摘 A-2 総合評価落札方式審査会議事録について 総合評価落札方式による入札の場合には審査会が開催されているが、その議事録が作成されていないので、作成する必要がある。</p>	<p>平成31年4月より開催される審査会から議事録を作成・保管している。 【対応済】</p>	報告書 55ページ
	<p>【結果】指摘 A-3 入札参加者指名決定書について 指名競争入札の場合、指名委員会が課内の職員をメンバーとして開催されているが、「入札参加者指名決定書」に押印して委員会を終了することになっている。 しかし、押印は所属長及び総務担当課長のみで、委員全員が押印している訳でない。所定のルールに従って指名決定したことを認める意味で、委員全員が押印する必要があると考える。</p>	<p>入札・契約マニュアルを適切な表現に改訂する（平成31年4月対応済）とともに、適切かつ効率的な業務の遂行を考慮し、指名委員会の過半数の出席や全員一致などの審議結果がわかる資料を作成のうえ、委員長と事務局が押印することとした。 【対応済】</p>	報告書 56ページ
	<p>【結果】指摘 A-4 財務執行関係書類の整理について 土木事務所ごとに財務執行関係書類の整理の順序や方法が異なっていたことから、共通化することが望ましい。</p>	<p>会計書類の編纂については、原則日付ごとに製本するものとし、会計管理局のホームページにある書類編纂マニュアルを参考とするよう、注意喚起の文書を令和元年5月20日付けで発出した。 【対応済】</p>	報告書 56ページ
	<p>【結果】指摘 A-5 支出負担行為決議書の記載事項について 臼杵土木事務所では記載が適切になされていたが、日田土木事務所、大分土木事務所において、支出負担行為決議書に公開・非公開の記載や</p>	<p>公文書において公開・非公開の区分や保存期間を記載することの必要性の周知及び記載の徹底について、令和元年5月に各所属あて通知済み</p>	報告書 56ページ

<p>保存期間の記載がなされていなかった。決議書等に記載すべき事項については漏れなく記載を行うべきである。</p>	<p>である。 【対応済】</p>	
<p>【結果】指摘 A-6 支出命令書の資産計上区分の訂正について</p> <p>支出命令書の資産計上区分について、ソフトから出力された命令書にボールペンで訂正を行っていたが、誰が訂正を行い、誰が承認したかが不明のためであった。公的な決裁文書であるため、原本を訂正する場合は適切な事務処理が望まれる。文書訂正時のルールを明確に規定する必要がある。</p>	<p>会計書類の修正については会計規則第169条に基づき修正するよう文書通知するものとし、また、財務会計システム帳票の修正にかかるものについては併せて入力データも修正し、修正した帳票を決裁済の決議書に添付するよう令和元年5月20日付けの文書で通知した。 【対応済】</p>	<p>報告書 56ページ</p>
<p>【結果】指摘 A-7 道路マネジメントシステムの利用上の問題について</p> <p>道路マネジメントシステムに橋梁・トンネル補修工事の措置の概要について、登録することができるが利用していない。これは、当該システムに登録できる情報に限界があり実際には活用できないためである。</p> <p>しかしながら、点検・設計・工事の一連のメンテナンスサイクルを記録することが望ましいことから、これらの事項について、いずれは集約することが望まれる。</p>	<p>道路マネジメントシステムは、施設のGIS表示、施設諸元、点検結果の保存に使用し、設計、工事の詳細情報については大分県建設技術センター所管の大分県公共土木施設データベース保管管理システムで管理している。2つのシステムを使用することで目的は達成できているが、両システムの互換性が低いため、互換性を高める対策を検討する。 【検討中（検討）】</p>	<p>報告書 57ページ</p>
<p>【結果】指摘 A-8 道路マネジメントシステムの評価について</p> <p>外部委託により道路マネジメントシステムを構築しているが、毎年の保守もなく、簡略的なシステムとなっている。</p> <p>そのため、道路マネジメントシステムが今後も継続的に利用することが出来るのか、改修の必要性や新たに構築する必要があるか改めて評価することが望ましい。</p>	<p>道路マネジメントシステムは、施設のGIS表示、施設諸元、点検結果の保存に使用し、設計、工事の詳細情報については大分県建設技術センター所管の大分県公共土木施設データベース保管管理システムで管理している。2つのシステムで一連のメンテナンスサイクルが記録できおり改修の必要性はないが、データ紐付け等の利便性を高める対策を検討する。 【検討中（検討）】</p>	<p>報告書 58ページ</p>
<p>【結果】指摘 A-9 個別施設計画に基づく進捗管理について</p> <p>現状は損傷度合の高い資産の補修・修繕に追われているが、これらの補修が一段落したら、適切な単位で長寿命化計画（個別施設計画）を策定した上で進捗管理をし、PDCAサイクルを回していく必要がある。</p>	<p>個別施設計画は、県が管理している全ての施設をみて優先順位を設定して策定する必要がある。現状では、橋梁、トンネル等種類毎に策定しているが、これを細分化すると、細分化した中での順位を設定することになり、全ての施設の優先順位を反映できなくなる。限られた予算を効率的に配分するためには問題があるため、現状の策定単位が適切である。</p> <p>また、現行計画でも土木毎にフォローアップできる仕組みとなっている。 【対応済】</p>	<p>報告書 59ページ</p>

(2) 林道			
農林水産部	<p>【結果】指摘 A-10 個別施設計画の内容（対策費用）について</p> <p>長寿命化計画（個別施設計画）の内容として、計画期間と次回点検時期、優先度までしか記載されておらず、最も古く大型の1橋梁のみ対策費用（補修設計費・補修工事費）が記載されているのみであった。</p> <p>他の橋梁については、補修の必要性が生じてから対策費用を予算化しても現実的な不都合が生じていないことによる。</p> <p>しかしながら、対策費用はインフラ長寿命化基本計画において、個別施設計画で記載すべき事項として指定されていることから、他県・他部局の事例を参考に算出して、記載すべきである。</p>	<p>平成31年3月29日付で大分県林道長寿命化計画（個別施設計画）を改定し、小規模橋梁についても対策費用（概算）を記載した。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 65ページ
	<p>【結果】指摘 A-11 定量的評価を伴う長寿命化計画（行動計画）の策定について</p> <p>大分県の林道施設について、長期的（10年超）な定量的評価を伴う行動計画は策定されていない。長寿命化計画に基づく長寿命化対策の結果、耐用年数がどの程度伸びるか、またライフサイクルコストがどの程度抑制できるかといった推計を行うことが望まれる。</p>	<p>林野庁からライフサイクルコストの具体的算定手法が示されていないものの、施設管理を行う上でライフサイクルコストの算定は重要であることから、その手法について林野庁の意見も聞きながら県有財産経営室とも検討のうえ、大分県公共施設等総合管理指針の改訂にあわせ令和2年度中にライフサイクルコストを算出する。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p>	報告書 65ページ
(3) 港湾			
土木建築部	<p>【結果】指摘 A-12 行動計画の策定について</p> <p>インフラ長寿命化基本計画で作成を求められている個別施設計画はあるものの、港湾としての行動計画はない。施設類型毎の行動計画として、策定することが必要と思われる。</p>	<p>令和元年度に港湾施設の個別施設計画の体系を踏まえた上で、大分県公共施設等総合管理指針に記載の計画区分を見直し、港湾施設における施設類型（行動計画）を確定する。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p>	報告書 73ページ
	<p>【結果】指摘 A-13 個別施設計画の作成単位について</p> <p>「大分県公共施設等総合管理指針」においては、港湾は「岸壁・物揚場」「防波堤」「護岸・堤防」「臨港道路」の4区分で個別施設計画を作成することとしているが、実際にはそれ以外の施設も含め「大分県港湾施設長寿命化計画」として、1つの計画にまとめている。両者の整合性を保つべきである。</p>	<p>令和元年度に港湾施設の個別施設計画の体系を踏まえた上で、大分県公共施設等総合管理指針に記載の計画区分（個別施設計画）を見直す。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p>	報告書 73ページ
	<p>【結果】指摘 A-14 ライフサイクルコスト算定の前提条件について</p> <p>臨港交通施設について、維持管理計画上は「事後保全型」となっているが、「予防保全型」であることを</p>	<p>臨港交通施設については「事後保全型」のため、平成30年度に見直しを行った「大分県港湾施設長寿命化</p>	報告書 73ページ

<p>前提としてライフサイクルコストを算定している。前提に誤りがあるため、再度算定し直す必要がある。</p>	<p>計画」において、ライフサイクルコストの再算定を行った。 【対応済】</p>	
<p>【結果】指摘 A-15 維持管理計画のとりまとめ単位について 維持管理計画をとりまとめている単位は、港湾毎に異なっており、1施設1計画書の場合や、複数施設1計画書の場合等、複数のパターンが存在する。今後、維持管理計画の見直しをする際には、大分県管理の全港湾全施設の策定状況を把握しやすいような単位に見直すことが望ましい。</p>	<p>維持管理計画書の策定状況を把握しやすいように一覧表を作成する。また、データを港湾毎に整理する。 【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 75ページ</p>
<p>【結果】指摘 A-16 支出負担行為決議書の記載事項について 支出負担行為決議書への記載が、必要な公開・非公開の区分や保存期間の記載がなされていなかった。記載が必要な事項については漏れなく記載を行うべきである。</p>	<p>公文書において公開・非公開の区分や保存期間を記載することの必要性の周知及び記載の徹底について、令和元年5月に各所属あて通知済みである。 【対応済】</p>	<p>報告書 76ページ</p>
<p>【結果】指摘 A-17 総合評価落札方式審査会議事録について 総合評価落札方式による入札の場合には審査会が開催されているが、その議事録が作成されていないので、作成する必要がある。</p>	<p>平成31年4月より開催される審査会から議事録を作成・保管している。 【対応済】</p>	<p>報告書 77ページ</p>
<p>【結果】指摘 A-18 入札参加者指定決定書について 指名競争入札の場合、指名委員会が土木事務所内の職員をメンバーとして開催されているが、「入札参加者指名決定書」に押印して委員会を終了することになっている。 しかし、押印は所属長及び総務担当課長のみで、委員全員が押印している訳でない。所定のルールに従って指名決定したことを認める意味で、委員全員が押印する必要があると考える。</p>	<p>入札・契約マニュアルを適切な表現に改訂する(平成31年4月対応済)とともに、適切かつ効率的な業務の遂行を考慮し、指名委員会の過半数の出席や全員一致などの審議結果がわかる資料を作成のうえ、委員長と事務局が押印することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書 77ページ</p>
<p>【結果】指摘 A-19 港湾台帳の記載について 港湾台帳に記載すべき事項（建設開始年度及び終了年度、事業費、面積等）が記載されていないものが散見された。可能な限り調査をしたうえで、登録すべきである。</p>	<p>既存の工事台帳を調査し、未記載のものについては、登録する。また、面積等の数値は図面等より算出し登録する。 【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 78ページ</p>
<p>【結果】指摘 A-20 定期点検の記録について 平成29年度に定期点検を実施した施設について、点検結果を管理する港湾施設台帳システムへの登録がされていないものがあった。</p>	<p>登録がされていなかった施設については登録を完了した。 【対応済】</p>	<p>報告書 78ページ</p>
<p>【結果】指摘 A-21 修繕の優先度について 修繕は性能低下度A判定を優先し</p>	<p>D～B判定の施設において、日常</p>	<p>報告書 79ページ</p>

	<p>て行う計画となっているが、D判定であった施設を現状や利用者の要望等により優先し修繕した事例があった。初回点検結果または定期点検結果と現状が乖離していることも考えられるため、日常点検等により性能低下度を再評価する仕組みの検討が必要である。</p>	<p>点検によりA判定相当と判断され、早急な修繕が必要な施設については、定期点検を実施し、点検結果をA判定へ変更してから着手する仕組みづくりを行った。 【対応済】</p>	
	<p>【結果】指摘 A-22 点検費用と補修費用の当初見積額との乖離について 平成29年度までに実施した定期点検および補修について、当初見積額と実績額との乖離があり、当初見積額の精度に疑問がある。今後の定期点検および補修についても当初の見積方法より多額の費用が発生する恐れがあり、当初の見積方法に問題がなかったかを検証し、見直すべき点があるならば、再度見積を行うべきと考える。</p>	<p>平成30年度に見直しを行った「大分県港湾施設長寿命化計画策定業務」において、点検費用と補修費用を過去の実績に基づき、再算定した。 【対応済】</p>	<p>報告書 80ページ</p>
(4) 漁港			
農林水産部	<p>【結果】指摘 A-23 行動計画の策定について インフラ長寿命化基本計画で作成を求められている個別施設計画はあるものの、漁港施設全体としての行動計画はない。施設類型毎の行動計画として、策定することが必要と思われる。</p>	<p>令和元年度に漁港施設の個別施設計画の体系を踏まえた上で、大分県公共施設等総合管理指針に記載の計画区分を見直し、漁港施設における施設類型（行動計画）を確定する。 【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 86ページ</p>
	<p>【結果】指摘 A-24 総合評価落札方式審査会議事録について 総合評価落札方式による入札の場合には審査会が開催されているが、その議事録が作成されていないので、作成する必要がある。</p>	<p>平成31年4月より開催される審査会から議事録を作成・保管している。 【対応済】</p>	<p>報告書 87ページ</p>
	<p>【結果】指摘 A-25 入札参加者指名決定書について 指名競争入札の場合、指名委員会が課内の職員をメンバーとして開催されているが、「入札参加者指名決定書」に押印して委員会を終了することになっている。 しかし、押印は所属長及び総務担当班総括のみで、委員全員が押印している訳でない。所定のルールに従って指名決定したことを認める意味で、委員全員が押印する必要があると考える。</p>	<p>入札・契約マニュアルを適切な表現に改訂する（平成31年4月対応済）とともに、指名委員会の過半数の出席や全員一致などの審議結果がわかる資料を作成のうえ、委員長と事務局が押印することとした。 【対応済】</p>	<p>報告書 87ページ</p>
3 施設類型毎のインフラマネジメント			
(1) 道路			
土木建築部	<p>【結果】指摘 I-1 固定資産台帳の土地の登録区分について 道路の土地（敷地）については平成27年以前に取得したものについては路線毎ではなく、国道、県道の2つの単位に一括して計上（登録）して</p>	<p>令和元年度に道路の土地を所管する道路保全課と協議し、区分方法を決定する。路線毎に分割した資産情報については、令和2年度の固定資</p>	<p>報告書 95ページ</p>

	<p>いる。他方、道路改良、舗装については路線毎に区分して資産計上していることから開始時に登録した土地についても路線単位等の管理とすることが望まれる。</p>	<p>産台帳の更新作業に合わせ、再登録を完了する。 【検討中（対応進行）】</p>	
	<p>【結果】指摘 I-2 拡幅した橋梁の再調達原価について 滝尾橋については昭和38年に架橋しており、昭和53年に上・下流側に拡幅されている。 この点、拡幅した幅も含めて昭和38年に取得したものとして再調達価額で固定資産計上しており、拡幅に相当する分について過大に減価償却されているので是正すべきである。</p>	<p>令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】</p>	<p>報告書 95ページ</p>
	<p>【結果】指摘 I-3 土地の処理について 土地の取得価額の処理について、同一資産に対する件名の異なる支出について、各々が別個の資産として固定資産計上されている。例えば県道 43 号であれば公有財産購入費と測量などの用地に係る委託費用が別々の資産として計上されていた。このため、同一の資産になるよう修正する必要がある。</p>	<p>令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】</p>	<p>報告書 95ページ</p>
	<p>【結果】指摘 I-4 予防保全と事後保全について 道路については、全面的に予防保全の方針とされているが、予算や人員等の制約や費用対効果等の観点からは、全ての道路について予防保全とすることが適切であるのか否か再度検討が必要なのではないかと考える。</p>	<p>大分県公共施設等総合管理指針では、公共インフラ施設は「適切な時期に保全工事を実施し、長寿命化を図る」としているが、個別施設計画、例えばのり面・土工構造物について「ロックシェッド、大型カルバート、溝橋（ボックスカルバート）以外の施設については、状態監視保全」としている。このように現状でも予防保全との使い分けをしているため、大分県公共施設等総合管理指針を適切な形に修正する。 【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 96ページ</p>
	<p>【結果】指摘 I-5 道路の廃止などの判断基準の設定について 道路関連の長寿命化計画に記載されている実施方針のうち「統合や廃止の方針」で「機能していない道路施設については、道路交通サービスの低下につながらないことを前提に、廃止を含めた検討を行います。」と規定している。今の規定であれば統合や廃止候補のリストアップが必要と考えるができていない。道路の利用状況等が多岐にわたり、リストアップのための基準策定が難しいのであれば、当該実施方針を実態に即して変更するべきと思われる。</p>	<p>橋梁については令和元年度に対応する。その他施設については長寿命化計画の見直し時に対応を検討する。 【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 97ページ</p>
(2) 林道			
農林水産部	<p>【結果】指摘 I-6 固定資産台帳の登録ミスについて 個別資産台帳と固定資産台帳を路</p>	<p>令和元年度の固定資産台帳の更新</p>	<p>報告書 102ページ</p>

	線ごとに全路線照合を実施した結果、鑑ヶ岳線において、平成3年新設の計上額に固定資産台帳の登録ミスが一件見つかった。	作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】	
(3) 港湾			
土木建築部	【結果】指摘 I-7 再調達価額算定における数量の集計誤りについて 港湾台帳に記載されている延長や面積等のデータを基に、再調達単価に乗じる数量を集計しているが、集計誤りが複数あった。	令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】	報告書 107ページ
	【結果】指摘 I-8 再調達価額算定における再調達単価の設定誤りについて 再調達価額算定において施設種別毎に再調達単価を設定しているが、係留施設と外郭施設の単価を取り違えて設定したため、係留施設と外郭施設のすべての取得価格に誤りがある。	令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】	報告書 108ページ
	【結果】指摘 I-9 廃棄物処理施設の固定資産台帳への登録について 廃棄物処理施設(廃棄物埋立護岸)は、固定資産台帳に登録が必要な資産(工作物)であるが、固定資産として計上されていない。	令和元年度に固定資産台帳と法定台帳(港湾台帳)に登録されたデータの照合作業を行い、令和2年度の固定資産台帳の更新作業と合わせ、資産情報の修正を完了する。 【検討中(対応進行)】	報告書 109ページ
	【結果】指摘 I-10 開始時の建設仮勘定台帳の登録について 新地方公会計の開始時(平成28年4月1日)において、建設仮勘定台帳へ登録されている工事の前払金のうち、修繕に該当する工事であり、台帳への登録が不要なものが含まれていた。	令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】	報告書 109ページ
	【結果】指摘 I-11 開始時の建設仮勘定台帳の登録漏れについて 平成28年度に完成した大分港の交付港改1港湾改修工事は、平成26年度以前に測量・設計等の委託を行い支払をしているが、その金額が固定資産に計上されていない。本来であれば、平成27年度以前に支払った35,070,000円は建設仮勘定台帳に登録しておくべきであったが、開始時点での登録が漏れたためである。	令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】	報告書 110ページ
	【結果】指摘 I-12 建設仮勘定台帳から本勘定への振替漏れについて 平成28年度に完成した交付港改11港湾改修工事は、平成27年度に前払金の支払いがあり、開始時に建設仮勘定台帳に登録していたが、完成時に本勘定への振替がされておらず、平成28年度末において建設仮勘定台	令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】	報告書 111ページ

	帳に残されたままとなっていた。		
	<p>【結果】指摘 I-13 修繕費とすべきものについて 平成28年度に実施した大分港の航路の浚渫工事について、既設航路に滞留した土砂を取り除く作業であるため修繕に該当するが、資本的支出として固定資産に計上していた。 また、計上した資産は係留施設であったが、航路は水域施設にあたるため、計上した資産区分も誤りである。</p>	<p>令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】</p>	報告書 111ページ
	<p>【結果】指摘 I-14 固定資産計上時期の誤りについて 平成28年度に実施した臨港道路の測量・設計等の委託業務のうち、平成29年度以降に工事が完了するものが複数あるが、委託業務が完成し支払した平成28年度末に固定資産に計上している。平成28年度末時点では建設仮勘定に計上し、工事が完了した時点で固定資産に計上すべきである。</p>	<p>令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】</p>	報告書 111ページ
	<p>【結果】指摘 I-15 個別台帳と固定資産台帳との整合性について 固定資産台帳への登録の際には、登録対象資産の個別台帳(港湾台帳)への登録内容を確認し、資産計上区分等の整合性に問題がないことを確認する必要がある。</p>	<p>港湾台帳に登録している財産と現在固定資産台帳に登録している資産をリンクさせるため、ファイルを作成し、どの資産が港湾台帳に登録されている施設を合計したものかわかる資料を作成する。 【検討中(対応進行)】</p>	報告書 112ページ
(4) 漁港			
農林水産部	<p>【結果】指摘 I-16 開始時の固定資産台帳登録の誤り(単純ミス)について 漁港台帳の「建設又は取得の価格」欄に記載の金額(千円単位)を基に、開始時に固定資産台帳の取得価格を登録しているが、小祝漁港、長洲漁港について精査した結果、単純ミスによる登録誤りが相当数見られた。</p>	<p>令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】</p>	報告書 119ページ
	<p>【結果】指摘 I-17 再調達原価で見直す必要があるものについて 小祝漁港の一部の施設について、再調達原価で評価する必要性が認められた。</p>	<p>令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】</p>	報告書 119ページ
	<p>【結果】指摘 I-18 取得日登録の誤りについて 漁港台帳の取得日が誤っているにもかかわらず、誤ったまま登録して償却計算を行っているケースがあった。</p>	<p>令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】</p>	報告書 119ページ
	<p>【結果】指摘 I-19 漁港台帳の誤りの修正について 漁港台帳から固定資産台帳に登録</p>	<p>令和元年度中に、固定資産台帳と</p>	報告書 120ページ

<p>するに際して、むしろ漁港台帳の建設価格等の記載が間違っていると判断して見直しているケースがあるが、漁港台帳側が未修正であるものが散見された。既にない施設を削除し忘れていたケースもあった。</p>	<p>法定台帳（漁港台帳）に登録されたデータの照合作業を行い、法定台帳（漁港台帳）の修正を行う。 今後は、固定資産台帳へ登録する金額と、法定台帳（漁港台帳）に登録する金額が合致することを確認するためのチェックシートを作成し、所属内でチェックを行う。 【検討中（対応進行）】</p>	
<p>【結果】指摘 I-20 固定資産台帳への登録漏れについて 長洲漁港の浮棧橋(図面番号99)を、固定資産台帳に登録し忘れていた。 なお、当該施設の漁港台帳記載金額は、193,418千円である。</p>	<p>令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】</p>	<p>報告書 120ページ</p>
<p>【結果】指摘 I-21 佐賀関漁港の初期登録精査の必要性について 佐賀関漁港について平成28年3月31日初期登録時点の資料が見当たらず、かつ、固定資産台帳と漁港台帳とで初期登録金額がほぼ不一致となっており、全データの精査を行い、修正する必要がある。</p>	<p>令和元年度に固定資産台帳と法定台帳（漁港台帳）に登録されたデータの照合作業を行い、令和2年度の固定資産台帳の更新作業と合わせ、資産情報の修正を完了する。 今後は、固定資産台帳へ登録する金額と、法定台帳（漁港台帳）に登録する金額が合致することを確認するためのチェックシートを作成し、所属内でチェックを行う。 【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 120ページ</p>
<p>【結果】指摘 I-22 開始時の建設仮勘定計上漏れについて 新地方公会計の開始時（平成28年4月1日）において、工事未完成で前払金を支払っている工事で、完成後に当該前払金と合わせて固定資産計上する予定の工事については、開始時に前払金を建設仮勘定に登録しておく必要があったが、登録漏れしている工事前払金の支出命令書が散見された。結果的に、平成29年度末時点でも固定資産台帳に計上されないままとなっている。</p>	<p>令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】</p>	<p>報告書 121ページ</p>
<p>【結果】指摘 I-23 支出命令書を複数に分けた支払の固定資産計上漏れについて 支出命令書を予算等の関係で分けて支払を行っているケースにおいて、ある支払は固定資産計上(公会計コードで101処理)しているが、他の支払は固定資産計上すべきものを漏らしている(103処理している)事例が見られた。</p>	<p>令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】</p>	<p>報告書 121ページ</p>
<p>【結果】指摘 I-24 追加工事の固定資産計上漏れについて 当初契約工事完成後に追加工事が行われているが、追加工事部分については、固定資産台帳へ記載されていない事例が見られた。</p>	<p>令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】</p>	<p>報告書 121ページ</p>

<p>【結果】指摘 I-25 附帯工事と本体工事の区分が異なる場合の計上ミスについて 小祝漁港のH27生産特定第1号水産生産基盤整備工事では、本体の「防砂堤工事」に付随して「マイナス1.5m物揚場」のコンクリート打ち直し、「野積用地」のアスファルト舗装補修を行っている。当該2つの附帯工事は、いずれも劣化したコンクリート、アスファルトの補修であり修繕費となるべきものであったが、本体と一緒に固定資産計上されていた。</p>	<p>令和元年度の固定資産台帳の更新作業に合わせ、資産情報の修正を完了した。 【対応済】</p>	<p>報告書 122ページ</p>
<p>【結果】指摘 I-26 機能保全計画書作成委託や台帳補正業務委託の公会計コードについて 000（その他）という公会計コードで処理すれば足りると思われる。計画策定や事後的な調査業務であり、固定資産に計上する必要はなく、経費にするとしても科目的には修繕費や維持補修費ではなく、調査費のような科目が妥当である。</p>	<p>指摘を踏まえ、今後は公会計コード000（その他）で処理をすることとする。 【対応済】</p>	<p>報告書 122ページ</p>
<p>【結果】指摘 I-27 現場技術業務委託について 現場技術業務委託は、委託先から監理業務ができる人を派遣され、また、常駐しているので、人材派遣や出向に近い形である。 その場合、人件費的なもの（派遣料、出向料）として処理し、そもそもこのような配分計算をしない方法もある。</p>	<p>本県の公会計の取扱は、地方公会計マニュアルに基づき実施しており、同マニュアル39段落では、資産計上を伴う工事に付随して実施する各業務委託の費用については、付随費用として資産として計上するとされている。 現場技術業務委託では、資産計上を伴う工事に付随する各業務（設計積算、現場管理等）を行っているため、同マニュアルに基づく取扱をするべきものと考えられる。 【対応不可】</p>	<p>報告書 122ページ</p>
<p>【結果】指摘 I-28 大分県行財政改革アクションプランの20頁の記載について 大分県行財政改革アクションプランにおける「県管理漁港については、市町村の意向を尊重しつつ、可能なものから市町村への移管を検討します。」の記述については、次期プラン策定時には見直すべきと思われる。</p>	<p>「県管理漁港の市町村への移管」については、次期大分県行財政改革アクションプランでは取り上げていない。 【対応済】</p>	<p>報告書 124ページ</p>
<p>包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関するもの</p>		
<p>【意見1】 競争入札における内部統制について 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行及びその後の改正に伴う、価格以外の要素を折り込んだ入札形態の多様化に応じて、入札参加者や落札者の決定過程を公正・透明にする必要性が高まっている。 これに係る内部統制についても、有効に機能するよう確実に実施するとともに、必要があれば改善する必</p>	<p><土木建築部> 入札参加者や落札者の決定過程については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、「公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領」を定め、公表している。 また、この公表については、毎年</p>	<p>報告書 132ページ</p>

<p>要がある。</p>	<p>度の研修等で周知しており、有効に機能するよう徹底し、必要があれば改善していく。 【対応済】</p>	
<p>【意見2】 大分県の長寿命化計画の体系見直しについて 大分県の公共施設等総合管理指針（行動計画）と施設類型毎の行動計画や個別施設計画について、体系的な整理が不十分であり、混乱が見られる。 県有財産経営室が全庁をリードし、県が所有又は管理する建築物及び公共インフラについて、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（総務省）やインフラマネジメントや個別施設計画策定に係るガイドライン等（各省庁）を参考にして、体系的かつ網羅的に、必要な計画を具体的に定める必要がある（既存の計画の位置付けを含む）。</p>	<p>＜総務部＞ 令和元年度に総務省公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針や各県公共施設等総合管理計画等を踏まえた上で、大分県公共施設等総合管理指針の改定に向けた取組を進める。 施設類型については、現行の個別施設計画を基準として体系を整理した上で、それぞれの基本的な方針を定める。 【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 134ページ</p>
<p>【意見3】 個別施設計画の策定単位について 個別施設計画は、健全度評価を行う施設（構造物）単位ではなく施設管理者が優先度評価やコストの平準化の検討を行うのに適した施設の集合体を単位として策定すべきであり、特に道路、港湾については、検討を要する。 また、メンテナンスサイクル、特に定期点検のサイクルにも配慮する必要がある。</p>	<p>＜総務部＞ 令和元年度に国ガイドラインや各県の策定状況、個別施設計画所管課の意見等を踏まえた上で、個別施設計画の策定単位について検証した上で確定させる。 【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 135ページ</p>
<p>【意見4】 マネジメントの相違と管理組織について 対象とする資産の様々な相違を踏まえれば、マネジメントの仕方も当然異なってくるので、県有建築物（事業用資産）はファシリティマネジメント、公共インフラ施設（インフラ資産）はインフラマネジメント（アセットマネジメント）と区分して捉えることも合理的であり、上位の管理組織をこの区分に従って分けることが考えられる。 その場合には、総務部の県有財産経営室に加えて、例えば、インフラ経営室のようなものを設置することが想定される。</p>	<p>＜総務部＞ 公共施設の長寿命化対策の推進にあたっては、維持管理や更新費用などの試算に基づき、中長期的な投資計画等も検討する必要があり、県有建築物・公共インフラ施設に区別せず、これらを一体的に総務部（県有財産経営室）が管理することで県財政の平準化も図られるものと考えている。 このため、公共インフラ施設については、農林水産部・土木建築部のそれぞれに部内の長寿命化対策を統括する職員の配置と県有財産経営室への兼務により、一体的な管理体制を構築した。 【対応済】</p>	<p>報告書 138ページ</p>
<p>【意見5】 PDCAサイクルを回す組織体制の構築について 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂を踏まえ、PDCAサイクルを具体化する必要がある。その際、まずは総務部において、数値目標の設定や評価手法に</p>	<p>＜総務部＞ 公共施設の長寿命化対策を戦略的・計画的に推進するため、施設種別ごとに定めた長寿命化計画の一元的な進捗管理・評価（PDCA）、予防</p>	<p>報告書 140ページ</p>

<p>ついて研究するとともに、各担当課の実情を詳細に把握すべきである。 今後、必要な体制を整備し、点検結果に基づき効果・必要性を精査した上で必要な予算を確保し長寿命化対策を計画的に執行することにより中長期的に維持管理・更新費用の平準化を図るとともに、国等の動向も見据えて予防保全の知見を早期導入し、トータルコストの縮減を目指す必要がある。</p>	<p>保全技術の導入促進などの業務を所掌させるため、平成31年4月26日付けで、県有財産経営室に「公共施設総合管理班」を新設した。 【対応済】</p>	
<p>【意見6】 固定資産台帳登録の過年度誤りの修正作業について 監査結果における指摘は、まだ実務が定着していないことによる事務的な処理ミスや判断ミスの発生事例である。このような事例が多々あるので、監査の対象とした施設以外へも遡及して広く精査し、修正すべきは修正する必要がある。 ついては、これら過年度の誤りを修正する期間を設定して、集中的に作業することが望まれる。</p>	<p><農林水産部> 令和元年度に固定資産台帳と法定台帳等に登録されたデータの照合作業を行い、令和2年度の固定資産台帳の更新作業と合わせ、資産情報の修正を完了する。 【検討中（対応進行）】</p> <p><土木建築部> 令和元年度に固定資産台帳と法定台帳等に登録されたデータの照合作業を行い、令和2年度の固定資産台帳の更新作業と合わせ、資産情報の修正を完了する。 【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 141ページ</p>
<p>【意見7】 開始後の固定資産の登録単位（記載単位）について 林道、港湾、漁港については、開始時の一括的な資産計上から開始後の記載単位を変えていないが、少なくとも開始後は「現物と照合が可能な単位」「取替や更新を行う単位」で登録するような精緻化が必要であり、関連するルールを定める必要もある。 また、開始時は諸事情があり致し方ないが、開始後に同じ道路や港でも一般道と林道、港湾と漁港で登録単位が全く異なるのも問題である。</p>	<p><農林水産部> 関係部局で協議を行い、固定資産台帳に記載する単位の統一に向けて検討する。 【検討中（検討）】</p> <p><土木建築部> 関係部局で協議を行い、固定資産台帳に記載する単位の統一に向けて検討する。 【検討中（検討）】</p>	<p>報告書 143ページ</p>
<p>【意見8】 金銭の授受を伴わない取引の処理について 今回の監査対象となった施設では開始後発生していないようであるが、寄附・寄贈、除却等の支出を伴わない資産の異動が実際に生じた場合の処理方法は確立されていない。寄附・贈与、除却等の金銭の授受を伴わない取引について、計上方法・処理方法等のルールを明確に規定したものを整備すべきである。</p>	<p><総務部> 令和元年度に寄附・贈与、除却等の金銭の授受を伴わない取引について、計上方法・処理方法等のルールを整備する。 【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 145ページ</p>
<p>【意見9】 資本的支出と修繕の区分作業について 固定資産台帳への登録の要否は、資本的支出と修繕費を区分する作業から始まる。大分県では、この区分</p>	<p><農林水産部> 令和元年度に関係部局で協議を行い、起工伺いの際に公会計コード別</p>	<p>報告書 146ページ</p>

<p>作業は原則、起工伺いを起票する段階で行われるが、インフラについては、この作業が適正に行われたかは期末の固定資産登録時に集中チェックしている。</p> <p>しかし、量的に膨大となっているので、起工伺いの段階で第三者が随時又は順次チェックする方法を検討すべきである。</p>	<p>に記録を残しチェックする方法を検討する。 【検討中（検討）】</p> <p><土木建築部> 令和元年度に関係部局で協議を行い、起工伺いの際に公会計コード別に記録を残しチェックする方法を検討する。 【検討中（検討）】</p>	
<p>【意見10】 資本的支出への細かな対応について</p> <p>大分県のシステム上、補修目的の工事は公会計コード103として処理される。</p> <p>しかし、補修に合わせて機能アップするような改造工事が含まれている場合には、そのうち資産計上すべき範囲についての判断内容を起工伺い等で記録にとどめておく必要がある。その上で、資産計上部分は101処理対象として財務執行データを作成する必要が生じるが、そのようなケースへの対応を明確にする必要がある。</p>	<p><農林水産部> 令和元年度に関係部局で協議を行い、起工伺いの際に公会計コード別に記録を残す方法を検討する。 【検討中（検討）】</p> <p><土木建築部> 令和元年度に関係部局で協議を行い、起工伺いの際に公会計コード別に記録を残す方法を検討する。 【検討中（検討）】</p>	<p>報告書 146ページ</p>
<p>【意見11】 固定資産台帳への登録に係る内部統制について</p> <p>固定資産に係る処理は、現行、ほぼ内部統制は構築されていないと言える。手続的にも、現状は担当者が登録を行うのみでチェック・承認手続きが実施されていない。固定資産の会計処理は、長期間に渡り影響を残すので、その内部統制の構築は重要である。手続的なプロセスを構築するとともに、判断ミス防止するような基準や実務的なガイドラインを作成して、研修により職員の理解を高める等、十分な内部統制を整備し適切に運用する必要がある。</p> <p>ただし、内部統制を人的資源に頼ることは、大分県の人員の状況を考えると限界があると思われ、コンピュータシステムによる統制も検討を要するので、留意願いたい。</p>	<p><総務部> 固定資産に係る処理に関しては、基準、ガイドラインを定め、研修等も実施し、処理手続きに誤りがないよう努めているところであるが、令和元年度の更新作業から登録内容のチェックが行えるよう固定資産の登録をこれまでの画面登録からCSVシートでの取込みへ変更した。</p> <p>CSVシートに整理する数値については根拠資料を整備し、課内での承認（決裁）を得た上で主管課へ提出、主管課による数値チェック後、取り込むことにより内部統制が行える体制を整えた。 【対応済】</p>	<p>報告書 148ページ</p>
<p>【意見12】 固定資産台帳への登録のタイミングについて</p> <p>固定資産台帳への資産登録の頻度を、例えば月次で行い、入力事務が集中しないようにすることも、ミスを防ぐ上で考慮すべきであり、システム上も可能である。処理すべきものが量的に多い場合、内部統制を機能させるためには、時間的な余裕も必要である。</p> <p>したがって、随時登録が可能であるにもかかわらず、固定資産台帳への登録を期末後にまとめて行うことは、内部統制の観点からは好ましくない。</p>	<p><総務部> インフラ資産の場合、同一の資産であっても多数の契約、支払いがあるので、確定後まとめて登録を行う方が効率的だと考える。</p> <p>加えて、固定資産の登録をこれまでの画面登録ではなく、CSVシートでシステムに取込む方法に見直したことにより、CSVシートへの入力・チェックが行えるようになり、入力・登録の内部統制が高まったものとする。 【対応困難】</p>	<p>報告書 149ページ</p>

<p>【意見13】 固定資産台帳と貸借対照表価額との整合性確保について 整備手引きには「整合性を図る観点から、期末に固定資産台帳と貸借対照表価額の資産残高が一致しているかの確認が必要です。」と規定されている。このため、不一致の発生を防ぎつつ、発生した場合にどのように原因を発見・調整するかについて、手続的なプロセスを構築する必要が生じる。 財務会計システムと固定資産台帳システムが電算的にどのように連動しているかにもよるが、他の自治体の事例も踏まえて、内部統制の構築を行う必要がある。</p>	<p><総務部> 不一致の発生を防ぐためには、財務会計システムに登録する仕訳コードの選択が重要であることから、入力した仕訳コードの確認を徹底する。併せて、固定資産台帳の登録時に支出命令書一覧を担当所属に送付し、仕訳コードの再確認を行うなど手続プロセスを構築した。 【対応済】</p>	<p>報告書 153ページ</p>
<p>【意見14】 建設仮勘定が発生するケースの把握整理について 建設仮勘定が発生する典型的なケースは、工事請負契約で前払金（中間払い）を支払って未完成のまま決算期末を迎えた場合であるが、他にもケースがあるので、ケースを把握して、整理する必要がある。 それに対応して、財務会計側の処理と固定資産台帳（建設仮勘定台帳）側の登録処理とが整合するようなシステム連動や内部統制が確立されているか検討すべきである。 なお、資産計上となる請負工事の前払金（中間払い）等を財務会計上、前払金としているのであれば、建設仮勘定で計上するように変更することが前提となる。</p>	<p><農林水産部> 建設仮勘定が発生するケースを把握し整理する。 また、固定資産台帳（建設仮勘定台帳）の登録時に、支出命令書一覧を担当所属に送付し仕訳コードの確認を行った上で、完成した資産については資産計上するとともに、建設仮勘定台帳からの振替漏れがないか確認できるよう手続プロセスを構築する。 【検討中（検討）】</p> <p><土木建築部> 建設仮勘定が発生するケースを把握し整理する。 また、固定資産台帳（建設仮勘定台帳）の登録時に、支出命令書一覧を担当所属に送付し仕訳コードの確認を行った上で、完成した資産については資産計上するとともに、建設仮勘定台帳からの振替漏れがないか確認できるよう手続プロセスを構築する。 【検討中（検討）】</p>	<p>報告書 153ページ</p>
<p>【意見15】 建設仮勘定からの振替漏れの確認について 期末には「既に完成しているにもかかわらず、建設仮勘定のままで計上されている（本勘定への振替が漏れている）固定資産は無いか。」を確認することが必須である。 固定資産台帳上での振替漏れと財務会計上での振替仕訳漏れと両方で発生することが考えられるので、原課と財政課のどちらが整理するか、建設仮勘定のデータの受け渡しをどちらがおこなうかも重要である。</p>	<p><農林水産部> 固定資産台帳（建設仮勘定台帳）の登録時に、支出命令書一覧を担当所属に送付し仕訳コードの確認を行った上で、完成した資産については資産計上するとともに、建設仮勘定台帳からの振替漏れがないか確認できるよう手続プロセスを構築する。 【検討中（検討）】</p> <p><土木建築部> 固定資産台帳（建設仮勘定台帳）の登録時に、登録済みの建設仮勘定一覧を担当所属に送付し、完成した資産については資産計上するとともに、建設仮勘定台帳からの振替漏れ</p>	<p>報告書 154ページ</p>

	がないか確認できるよう手続プロセスを構築する。 【検討中（検討）】	
<p>【意見16】 固定資産台帳の更新スケジュールについて</p> <p>毎年適切に更新していくためには、先進団体の固定資産台帳の更新スケジュールも参考にしながら、財務諸表の公表の時期をにらんで予め1年間の更新スケジュールを作成して関係者と共有し、計画的に進めていくことが重要である。</p>	<p><総務部> 1年間の更新スケジュールは作成しているが、遅れが生じた状態となっている。令和元年度から固定資産の登録をCSVシートでシステムに取込む方法に変更したことにより、画面登録に比べ計画的に進めることが可能となった。 【対応済】</p>	報告書 155ページ
<p>【意見17】 固定資産台帳と個別台帳の連動について(目指すべき方向)</p> <p>現状では、固定資産台帳と個別台帳とが別個のものとして入力・作成・管理が行われているが、各々を一元的に管理できるようにするのが望ましい。具体的には、固定資産台帳と個別台帳の共通のデータベースを構築し、入力・管理を一括で行えるようにすることが考えられる。</p> <p>その上で、入力内容のうち様式上個別台帳に必要な項目が個別台帳に表示され、固定資産台帳に必要な項目が固定資産台帳に表示されるようにすることが望まれる。</p>	<p><総務部> 個別台帳の項目は法律に従って記載している。台帳の連動化は費用等の観点から困難である。 なお、固定資産台帳の精緻化及び効率化、有効活用等について、関係部局と連携して、その向上に努めていく。 【対応困難】</p>	報告書 157ページ
<p>【意見18】 資産計上の単位の共通化について</p> <p>大分県では、固定資産台帳では施設類型単位、あるいはその一つ下位区分の管理施設単位で計上されている。このため、詳細な資産ごとの減価償却計算ができず、物理的に区別できる構成施設であっても会計的な除却の処理が困難又は不可能な状況にある。</p> <p>効率性の観点からも固定資産台帳と個別台帳の記載単位や記載区分をある程度共通化することで双方の連動を図り、さらには除却等の処理にも対応できるよう償却計算も精緻化することが望まれる。</p>	<p><総務部> 個別台帳の項目は法律に従って記載している。台帳の記載単位等の共通化は、費用等の観点から困難である。 なお、固定資産台帳の精緻化及び効率化、有効活用等について、関係部局と連携して、その向上に努めていく。 【対応困難】</p>	報告書 157ページ
<p>【意見19】 固定資産台帳の追加登録項目について</p> <p>大分県では、固定資産台帳を公共施設マネジメントに活用するために、情報として、どのような追加項目が必要かの検討は、インフラ資産に関しては、いまだ行われていない。今後検討の上、必要な追加項目についても個別台帳と固定資産台帳のデータベースで一元管理することが望ましい。</p>	<p><総務部> 個別台帳の項目は法律に従って記載している。台帳の一元管理化は、費用等の観点から困難である。 なお、固定資産台帳の精緻化及び効率化、有効活用等について、関係部局と連携して、その向上に努めていく。 【対応困難】</p>	報告書 158ページ
<p>【意見20】 予防保全と事後保全について</p>		報告書 161ページ

<p>公共インフラ施設について、事後保全に追われつつ、一部を除き、将来的に全面的に予防保全に移行する方針としている観がある。予算や人員等の制約や費用対効果等の観点からは、全てのインフラ資産について予防保全とすることが最適管理なのか再度検討が必要なのではないかと思われる。</p> <p>特にコスト重視の維持管理が可能な施設については、劣化予測の見積りとライフサイクルコスト(LCC)の算定を行い、事後保全型と予防保全型のライフサイクルコストを比較する必要がある。</p>	<p><総務部> 劣化予測の見積りとライフサイクルコストの算定については、国から具体的な推計手法が示されていないものの、今後の施設管理を行う上で重要なものと考えており、その手法について検討する。</p> <p>その上で、事後保全型と予防保全型のライフサイクルコストの比較方法についても検討する。</p> <p>【検討中(検討)】</p>	
<p>【意見21】 機能保全レベル(維持管理水準)の設定について</p> <p>現状、道路・港湾ともに、点検結果に基づく補修を行う際、施設の「健全度」のみを基準として、事業着手の順序を決めている。</p> <p>しかし、いつまでも健全度のみを目安にすると、事後保全型の対応から抜け出せないため、優先度の考え方も取り込み、暫定的でも機能保全レベル(維持管理水準)を施設毎に設定すべきである。これにより予算の制約がある中でよりバランスの良い事業採択の基準を構築する一歩になると期待できる。</p>	<p><土木建築部> (道路保全課) 事業着手の順序は、点検結果(施設の健全度)のみではなく、現地の交通量等も基準に加えて、利用者の安全確保の観点から決定している。</p> <p>【対応済】</p> <p>(港湾課) 事業着手の順序は、点検結果(施設の健全度)のみではなく、港湾や各施設の重要度、経過年数等も基準に加えて、利用者の安全確保の観点から決定している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 164ページ</p>
<p>【意見22】 劣化予測とライフサイクルコスト(LCC)について</p> <p>道路・橋梁・トンネル等については、劣化予測やライフサイクルコスト(LCC)の算定を行わずに大分県管理指針及び道路の長寿命化計画(行動計画)を策定している。将来的な事象に起因するため合理的な算定方法が未だ確立されていないためとしているが、過去の実証データや研究の知見によりある程度合理的な見積りは可能である。これらを活用して劣化予測やLCCの算定を行い、トータルコストを計画に反映させるべきである。</p>	<p><土木建築部> 橋梁については令和元年度に対応した。その他施設については長寿命化計画の見直し時に対応を検討する。</p> <p>【検討中(検討)】</p>	<p>報告書 168ページ</p>
<p>【意見23】 長寿命化計画等における定量化の研究について</p> <p>ライフサイクルコスト(LCC)を予測する場合、老朽化予測、対策の実施周期、対策コストの集計といった作業を各々の施設で選択可能な対策シナリオ(機能保全レベル)毎に行って、最善のシナリオで確定することになる。</p> <p>予算の平準化は、施設(構造物)、管理単位としての施設集合体、施設類型、全庁レベルと段階的に行うことがイメージされるが、このように</p>	<p><総務部> 総務省公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針では、中長期的な経費の見込みとして、事後保全型と予防保全型のライフサイクルコストを算出することが重要であり、速やかに検討することとしている。劣化予測の見積りとライフサイクルコストの算定については、国から具体的な推計手法が示されていないものの、総務省策定指針等を踏まえる</p>	<p>報告書 169ページ</p>

<p>公共インフラを構成する膨大な数の施設(構造物)毎にLCCを算定して積み上げることが前提として、それぞれのレベルでの目標値の設定が可能となる。</p> <p>また、長寿命化の効果をどのように測定するか、手法は確立していないものの、LCCが関係してくるものと想定される。</p> <p>したがって、効率的、効果的な維持管理手法の研究・実践を行う中で、ライフサイクルコスト(LCC)の算定・集計についても、簡便な方法から始めて次第に精度を高めながら効率的な方法を模索することが求められる。</p> <p>なお、このような定量化に係る問題については、担当課で個々に検討するよりもインフラ関係者で研究会を発足させて組織的に推進すべきと考える。</p>	<p>と施設管理を行う上で重要なものであることから、その手法について県有財産経営室と各個別施設計画を所管する担当課で検討する。大分県公共施設等総合管理指針の改訂予定である令和2年度までにライフサイクルコストを算出する。</p> <p>【検討中(対応進行)】</p>
---	---

(注) 表中の「報告書」とは、平成31年3月29日付け大分県報(監査公表)に登載の監査委員公表第640号により公表された「平成30年度包括外部監査結果報告書」である。